



2 6 諮 問 第 1 2 号
2014 年 (平成 26 年) 6 月 19 日

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



生活保護費支給業務に係る個人情報の利用及び提供について (諮問)

このことについて、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、
別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

福祉部 社会福祉課 黒川
内線 2 1 8

(別 添)

担当所管名		福祉部 社会福祉課
事務の名称		生活保護費支給業務
諮問の概要		生活保護法第 32 条第 2 項の規定により、教育扶助は「学校の長」への支払いが可能とされている。他の扶助と同様に、教育扶助のうち給食費として支給する金額は、給食費として納付していただく必要がある。生活保護の目的を達成するため、受給者本人に同意を得ることなく、給食費を本市内公立学校の長へ代理納付することとしたい。
事務の目的及び根拠法令等		生活保護法第 32 条第 2 項
対象となる個人の類型・対象者数		教育扶助のうち給食費を受給する被保護者 (平成 26 年 5 月末現在児童・生徒数 25 人)
第 6 条 関係	取扱う個人情報の区分	☐ (1) 人種及び民族 [] ☐ (2) 思想、信条及び宗教 [] ☐ (3) 犯罪歴 [] ☐ (4) 社会的差別の原因となる社会的身分[]
	個人情報を取り扱う必要性等	
第 8 条 関係	本人以外から収集する個人情報の内容と収集先	
	本人以外から収集する必要性等	
	本人通知	☐ 実施 ☐ 省略(理由:)
第 10 条 関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	教育扶助のうち給食費を受給する世帯の世帯主氏名・児童生徒氏名
	利用・提供先	本市内公立学校の長へ提供
	利用・提供の理由	教育扶助のうち給食費として支給している金額を、その目的どおりに消費し、適正な保護の実施を図るため。
	本人通知	■実施 ☐ 省略(理由:)